

石川謙氏の寺子屋起源論について益を請ふ

高橋俊乗

石川謙氏は寺子屋研究家として知られてゐる。

殊に往來本を略々千冊あまりも蒐集し、又それら往來本の内容や形式について、造詣の深い俊秀の士である。最近に至り、ほゞその研究に一段落がついたと見えて、續々内容の豊富な論文を發表してをられる。まことに敬重すべき有益な文字であつて我々後輩を益する點が多いのは感謝にたへないのである。

中にも本年九月・十月・十一月の三月に互り、「教育論叢」誌上に連載された「寺子屋の意味、語史及び起源について」と題する論文は、恐らく氏と

しては最も苦心されたものらしく、又最近の氏の論著中では、最も自信のあるものと察せられる。

それだけに刮目すべき研究であつた。尤も氏はこれを以て研究が完成したとは考へて居られない。

しかし研究上の態度、方向が、この論文で確定されてゐるやうであり、氏自らも「私の寺子屋史の輪廓と方法學とは略々述べ得たつもりである。『庶民教育の機關』として寺子屋を理解する以上、この途の外に歩くべきものあるを知らない。」(十一月號)と言つて居られるから、氏の研究方法上の主張や研究上の實際は、この一篇の論文で明かにされたものと考へて誤がなからう。

私はこの論文から益を受けたことも多かつた

が、また疑惑も多かつた。こゝに疑惑を披瀝して、氏の教を請ひたいのである。他日、氏が我々の疑惑を晴らして、更に大なる益を興へられたら、たゞに予一人を益するのみならず、一般學界を益することも多いであらう。

二

右の論文は題名では三つに分れてゐるが主とする所は「寺子屋の起源論」であつて、他の二つは右の論文中では起源論論述の基礎になつてゐる。

論文の内容は複雑豊富であるが、要は次のやうに解して良いものと思はれる。

従來の寺子屋研究家は皆ひとしく、寺子屋の起源を寺院の世俗教育（寺院に於て僧侶及び俗人、佛書以下一般人間として）に求めた。しかし氏によれば、それは誤解であつて、寺院以外の俗人が庶民の教育に従つたことも有力な起源となつてゐる。多くの

人には「寺子屋」の語から、すぐ寺院の教育に結びつけるけれども、寺子屋の古いものが、既に足利氏の末、文明年間（應仁の亂ごろ）にあるに拘らず、「寺子屋」といふ語は元祿八年以前に發見されない。又「寺子屋」といふ語の使用範圍が地理的にも狭く、主として關西地方に行はれたに過ぎない。故に「呼稱を以て實の起源を歴史づけることは困難である」（十一）。又學問自身が平安時代の末頃から世俗化したのが、南北朝頃からこの傾向が著しくなつた。いろは歌が淺香山や難波津を完全に征服したのも南北朝であつた。京町盡や十千十二支が一般に手習手本に用ゐられることになつたのも此の頃である。室町に入れば源氏名寄文章も御成敗式目も手本に用ひられることゝなつた。學習の目的が實利實用に向つたことは争ふ餘地がない。現世化的、世俗化的傾向は獨り學習のみではなかつた。信仰も寺院生活もお多分に洩れなかつた。往來物

の出現そのことが已に、この傾向の代表的の表現である。……私はこの現世化的傾向を『寺院での教育』といふ事實と共に、寺子屋の起縁の重大なる者の一つに數へる。』(月十一號)

又文明以後元和(江戸初期)までの古い寺子屋に關する資料を調査しても寺院で經營されたものは極めて少い。この割合は多少の變遷はあるものの、割合の小さいといふことは後世になつても大體同じである。この事を明治十六年に文部省から各府縣をして進達せしめ、明治二十二年に印刷に附した「日本教育史資料」の中にある寺子屋に關する表から拔萃し統計して示された。

三

氏はその論文中で、自説を強く主張する爲に、多くの實例をあげ、かつ同一趣旨を反復細説して居られる。自説に反するものは極力駁撃して餘す

所がないやうである。時として、直接、所論に關係のなさうな所まで駁撃の槍先が向つてゐるやうに見える。氏はその結論に於て「この論文では力が破壊に向つて集められ」と告白された通りである。

それぐらゐなら、氏の論文には誤謬がないやうに周到なる用意を施してありさうなものであるのに、随分ひどい誤謬が混在してゐるのは遺憾である。もとより完全を求めるのは至難である。失禮ながら石川氏の論考に對しても予は強ひて完全を求めようとは思はない。又内容上十中の二三ほどの誤が有らうとも、(もとより誤の無いのが良いことは言ふまでもあるまい)、予は一々指摘して非難しようとは思はない。しかし石川氏は教育史の研究方法について精通してゐられるやうであり、この論文中にも「寺子屋起源研究法の論理」と題した一節を設けて方法論を説き、結論に於ても「私の

寺子屋史の輪廓と方法學とは略々述べ得たつもりである。」と言つて居られるに拘らず、予から見ると研究方法上に可なり重大な誤がある。

内容上の誤と予が見てゐるものも少くないが、これは第一に前記の理由により、又やゝもすれば水掛論に終る恐れがあるから、成るべくこゝでは避けて、以下に氏の研究方法上の缺點であると言ふが目するものの中、特に重大なものを列挙してみたい。

四

氏の研究は勿論歴史的研究である。史學の研究に於て恐らく最も大切な事は出来るだけ正確な史料を求めて、出来るだけ正確に取扱ひ、それから出来るだけ正確なる判断を下し、以て結論を導くべき事であらう。こゝに救ふべからざる缺點があれば、如何に尤もらしい断定を施し、結論を導い

ても、架空な論議、齊東野人の言説たるにすぎない。従つて或時代の或事の研究をする爲にはその當時又はそれに近い時代の正確な史料を主として使はなければならぬ。後世の文献でも科學的な確實な研究を施したものでなら利用しうるが、それでも通例は第二次的の材料たるに止る。非科學的な不確實な研究を施したものは妄りに利用できない。

然るに氏は江戸時代以後現代の寺子屋研究者の説を論駁しつゝ自説を提唱して居られるが、多くの場合に後世の編著を使つてあるので、他説論駁の力も自説提唱の力も頗る弱い。直接に根本史料によるものが少く、古典を引いても多くは後世の編著に引用されたものゝ孫引である。その少い直接古典の利用すら往來本の利用が主であつて、他の方面の史料は頗る少い。孫引をする際には、編著者が原古典を誤つて解し、且引用したやうな時

に、その誤をそのまゝ受繼ぐ恐れがある。

他人の編著から孫引するのは善意に解すれば、氏自らの獨斷に陥るのを避けられた爲であるとも言へようが、かゝる回避を徹底的に行はうとすれば、到底前人以上の新研究、獨創的な研究は出來ないであらう。

又先輩學者の功を没しない爲であるとも辯解できようが、獨特の研究についてその功を没するのは不徳義であるが、誰も知つてゐる事を或學者が只論述の都合だけで引いたものを、わざ／＼孫引して叮嚀に原引用者の氏名その著書名まで書添へたら、「かゝる一般に知れ渡つたことさへ知らなかつたのか」と讀者から疑はれるから、恥さらしに過ぎない事になるかも知れない。

註、孫引の範圍は廣狹色々に用ひられるが、こゝでは比較的狭く解して、古典から直接に文や語句を引用せずして、或編著に其古典から引用

してあつた文や語句を、其編著による事を明記し、又は明記しないでも、おのづから其編著から再引用した事が讀者に知れうるやうに心遣いつゝ再引用する場合を指すこととする。

しかし孫引することは大家にも有りがちな、陥りやすい事である。只その場合、自分が用ひんとする古典を引用してゐる編著から溯つて、原古典を調べるだけの勞をとることは大切である。この場合一般に知れ渡つてゐる事柄であれば、媒介になつた編著書及びその編著者を明らかに記す必要はないと思はれるが、可なり苦心して研究した結果、古典から引用したものに於て、その編著書や編著者を隠して、直接に古典から引用したやうに装ふのは不徳義である。

石川氏はかゝる装をせず、予の見るところでは大抵の場合、恐らく八九分まで一々元の編著書や編著者を現して居られるのは正直である。その代り、

一般に知れ渡つた事でもさうであるから、氏の學力を疑はしめるやうな事もある。

氏が孫引によつて失敗された一二の例をあげる。山鹿素行の山鹿語類の如き活版本なら國書刊行會本によつて自由に手にしうるものさへ、直接原典から引かずに、吉田東伍博士の「庄園制度の大要」から孫引してある。然るに博士の引用文は國書刊行會本と合はない。これ博士の據られた山鹿語類は國書刊行會本とは元來異本であつたのかも知れない、また誤植もあらうと思はれるから、合はないだけでは、石川氏の責任を問ふわけには行かないが、氏は

これは「山鹿語類」卷六、君道六「民政下」の「詳町人制」より引かれたものだと思ふ（丸號）。

とあるのは不忠實ではないか。又事實上吉田氏の引用文は石川氏の想像された「詳町人制」といふ

章には無いのであつて、同じ卷六「民政下」の中の「立町人雜品之制」といふ章にあるのである。又石川氏は、

三浦梅園にも寺子屋公營論のあることを、河上肇博士が紹介されたやうに記憶してゐるが、参考書を座右に有しないで引用するところが出来ない（同）。

と述べて居られる。参考書云々の事は一應は同情してもよいやうであるが、梅園の著は可なり多く活版で公刊されてゐるやうであるから、それらを何かの機關を利用して調べて見るのが忠實なやり方であらう。

又或時代を研究するのに、その當時の古典によるとしても、後世の考や、常識で解釋しては危険である。たとひその當時の思想で解釋するとしても、部分的な知識や誤つた知識から解釋を下したから失敗に陥りがちのものである。

石川氏が解釋の失敗をされた例をあげてみる。その一つは明衡往來に關してである。この往來は平安中期藤原明衡の著で、往來本の濫觴だと言はれてゐる。その中に次の手紙がある。

所給之二翼、殊動寸心。書窓雖知聚螢之業、
 文苑未遇獲雉之歡。今之嘉况尤可珍重。就中
 時(この一字、石川氏の引用中
 にはない。恐らくは脱落か)屬陽春、夜當庚申。
 一兩才子、會合爐邊、相企閑談。嘉賓之饌以
 之可羞也。(下略)。

氏は寛永十九年刊行の右往來の註解を助として解釋して居られる。國史國文の研究の進んだ江戸末期又は現代の名ある學者の註解なら参考にならうが、かゝる研究の進まない寛永ごろ江戸初期俗間の註釋が、かゝる場合にどれ位役に立つであらうか。但し私は不幸にして氏の用ひられた註解本を實見しないから、その正確さの程度は判明しないが、氏の引用して居られる範圍内では怪しい註

釋である。氏は右の註解本をあげて、

寛永十九年刊行の西村又左衛門板(氏はこゝに割
 してゐられるが、便
 宜上今はかりに略す)にある註解を見ると「一兩才子才子者
 學生也會合爐邊、相企閑談閑談者閑物語也
 夜者學生企文
 會也」とある。即ち學生が明衡の邸内に集つて學習したのである(號)十月。

と述べ、更に卷之一、九月九日の狀の返書を引いて、

「某奉仕故殿數十年、朝蒙庭訓夕承溫言。」の句がある。差出人は「文章博士藤原」とあるから恐らく明衡のことであらう。明衡はかうした方法で勉強したのではあるまいか。兎に角、平安朝末期には、寺に登つて學習したのもあれば、學識高い俗人に就いて勉強したのもあつたのである(同)號。

と結んで居られる。この結論は餘程自信があるやうに見えるが全く誤解である。第一に才子を學生

と解するのが無理である。又「明衡の邸内に集つて學習した」と解すべき根據はどこにもない。寛永の註解本の夜者學生文會也も誤であるが、石川氏はこの「文會」を更に誤つて學習と解釋せられたらしいが、甚だしい誤である。右の註解本も氏も「夜當庚申」を見逃してゐるが、右の手紙の解釋の鍵はこゝにある。平安時代の習俗として庚申の夜は終夜寢ずして夜明かしをした。その爲に數人集つて或は歌を詠じたり、物語をしたりして遊んだものである。明衡往來もそれを指したもので、庚申待に一兩の才子が集つて閑談する時の嘉賓の饌に貰つた雉子を用ひようといふ意味の禮狀である。明衡は學者だから閑談をしたら、學問の話もするであらうが、右の手紙には學習をするといふ意味は全然含まれてゐない。

明衡往來の第二の引用と解釋とについても疑難がある。「文章博士藤原」は必ずしも明衡に限るま

い。かつ又私の所有してゐる明衡往來(寫本であるが、可なり古いもの)には「文章博士菅原」とあるから、氏の言は確實とは言へない。又斷章して引用してあるから、氏の引用文のみでは解しにくいが原文全部を讀めば、かうである。右大辨某が九月九日に重陽の宴を開くについて詩會を催したいから文章博士に來て下さいといふ案内があつたに對し、文章博士は右大辨の亡父(故殿)には數十年も奉仕し、朝に庭(一作殿)訓を蒙り、夕に溫言を承け、加之(又一作教)官爵の昇進については只故殿の吹嘘により、家計について専ら顧眷をうけたのであるから、その思は決して忘れてゐない。あなた(右大辨)の仰事は決して背きません。況や詩會の如き少事にはどうして背きませう。兩三人の門人を隨へて參候致しますといふ意味の手紙で、どこにも學習の事は出てゐない。

一體私塾が上古から有つたことは日本書紀明に

證がある。奈良時代以後室町時代までどの時代でも私塾の例は少くないのである。

故に學識の高い俗人に就いて勉強したことは平安時代末期には既に平凡な有りふれた事になつてゐるのであつて、實例はいくらでもある。明衡往來も見方によつてその一證に用ひうるかも知れないが、もつと良い材料を探すのは決して難事ではない。

又氏は半行や一二行の事で、しかも日本歴史のあらましを知つてゐる者には珍らしくない事でも正直に原編著者と編著書を明記して引いて居られることが多いが、何の爲か疑を抱くのである。もし一通り國史を學んだものなら誰も知つてゐるほどの事を、氏が珍しく感じて、原編著から受けた恩を忘れないやう、その編著の功を没しないやうに明記されたのなら、氏は國史の研究に粗漏だと評せられても仕方があるまい。國史一般に通せず

して寺子屋の起源を研究するのは少し冒険ではないか。又氏は珍しく感じられないが、わざと原編著者と編著書を書添へられたのなら、氏の研究を正確なる如く徒らに街ふものと非難する人も有るかも知れない。

例へば氏は「國民的自覺この頃(鎌倉時代)より漸く隆盛に赴き、日本文化の獨立、鎌倉室町の間に成つた」といふ事を、内藤博士の「日本文化史の研究」から引いて居られるが、考へ方によつてはもつと古い所へ行ける事だから、右の如く鎌倉時代や、鎌倉室町の間と定める場合には内藤博士の説による旨を斷つて置くのは至當であらう。然るに「我が國の佛教は初めから國家と離るべからざる密接の關係を有し、國家の政治と終始提携して發展して來た」事を村上博士の「増訂眞宗全史」から引いてあるが、これは博士の創見でなく、誰も知つてゐる事である。甚だしきは「法然が『選

擇本願』を提唱した一句七字を同書から引いてあるが、法然が選擇本願念佛を以て佛教に新生命を吹込んだことは、今日の淨土宗・眞宗成立の根本であるから、誰も知つてゐることである。この一句を「眞宗全史」による旨を故らに明記するのは何の意味か分らない。かゝる例は尙頗る多い。

又かゝる引用をなす場合に、原編著がいかに大家の著であつてもその説について、一應は當否の批判を加へておくべきで有らう。石川氏は可なり丁寧な批評を加へて居られる。これはいかにも結構な事であるが、その批判の仕方が誤つてゐる事がある。時として原編著の説のいかゞはしいと思はれる場合に、何ら批判を加へずにそのまゝ承繼して居られることがある。

批判の仕方の誤つてゐる一例をあげると平泉澄博士がその著「中世に於ける精神生活」の中で、明月記によつて藤原定家の二子の學問の乏しいこ

石川謙氏の寺子屋起源論について益を語ふ

とを叙べ、尙類似の他の例を二三あげた上で、鎌倉時代の貴族の無學であつた事を論じられた。この説の當否に對する予の考は、今言ふ必要はないが、石川氏は平泉氏が明月記に下した解釋が誤つてゐるとして明治の編纂物たる大日本人名辭書を引用して平泉氏を駁撃した。しかし石川氏の態度は甚だ遺憾である。何となれば明月記は定家の日記である。日記も時に誤を含んでゐることは有りうる筈である。しかし定家はその子爲家等の日常をよく觀察して概括的に無學と感じた事を日記に書載せてゐるのであるから、我が子の事ゆゑ慨歎の餘り書過ぎた點はあつても全然誤とは言へない。大日本人名辭書は誤の少くない編纂ものである。この二書の史料的價値は全然比較にならない。たゞし人名辭書から石川氏の引用された爲家の傳は元來主として大日本史によつたのであるから餘程信用しうるが、石川氏は引用文中に特に圈點を

つけて、平泉氏を駭撃するのに重に用ひられた
 「また書畫を能くす」の八字は大日本史には無い。
 恐らく大日本史の編者が採用するのを肯んじなかつた史料にあるのではないか。もし平泉氏の説が悪いのなら、明月記それ自らか、又は他の確實な史料から攻撃すべきである。石川氏のやり方は弓矢と機關銃との戦のやうな感じがする。機關銃で敵を殺すことが出来ず、却て弓矢で敵を殺すことが出来よう。人名辭書で明月記を非難することは根本から不可能である。

又次のやうな例がある。石川氏は松屋筆記から次の文を引かれた。

右京太夫集に太皇太皇(后の誤)宮より、おもしろき繪どもを中宮の御かたへまゐらせ給へりし中に、寺のもとに人の手ならひして、とて詞がきし繪のまじりたるいとあはれにて、「め

ぐり來て見るにたもとを濡すかな、ゑしまに
 とめし水くきの跡」云々。按に宇治拾遺にも信濃の國なる人の子、寺にのぼりて手習せしが、母のとり落したる間男の文を、父の前にてあらぬことにより直せし事見ゆ。

ところが、氏は右京太夫集を古京太夫顯輔卿集と解し、宇治拾遺を宇治拾遺物語と解して、兩書を調べられたらしいが、二書共に右の記事の無い事を發見して、「因みに言ふ。この記事、右京太夫顯輔卿集にも宇治拾遺物語にも見當らない。」と述べつゝ、同時に同所で

右京太夫は藤原顯輔である。顯輔は堀河・鳥羽・崇徳・近衛の四朝に仕へた人であるから、平安朝末期に屬する。「宇治拾遺物語」は平安朝末期か鎌倉初期のものであらうとの事(永井一孝氏「國文學書史」)である。して見ると、(第四編、第六節、三八九頁)平安朝後半期には寺で學問する風習 あつた

ものと思はれる。

と斷じてゐられるが、右京太夫顯輔卿集や宇治拾遺物語に、寺院に於ける手習の記事がないのに、どうしてかゝる論斷が出来るのであらう。無から有は出て來ない。平安末期に寺院で俗人に手習を教へたことが他の史料から説明されることは有つても、右京太夫集や宇治拾遺に確に無いものならどうして、右の事實をこの二書から證明しうるか。實に奇怪である。

次に松屋筆記に言ふが如き材料が右京太夫集や宇治拾遺に果して無いので有らうか。氏は左京太夫集を藤原顯輔の家集と解して居られるが、顯輔は左京太夫であつて右京太夫ではない。右京太夫たる顯輔の家集には右京太夫の家集にある歌は無いはずである。右京太夫は建禮門院の女房で、その家集を詳しくは建禮門院右京太夫集といふ。但し群書類従本によると、松屋筆記の引用は誤つて

ゐる。類従本には、

太皇太后宮よりおもしろき御(この一字は松屋筆記にあり、石川氏に脱す)繪どもを、中宮の御かたへまいらせ給

へりしなかに、昔ちゝのもとに人の手ならひしてと葉かゝせし繪のまじりたる、いとあはれにて

とある。これと松屋筆記の引用とを比較すると、明かに松屋筆記の引用文は悪い。「寺のもと」といふ語は解し難い、又「父のもとに人の手ならひしてと葉かゝせし繪」を見たから、昔こひしく「いとあはれに」なつて歌を詠じたのであつて、寺で手習したのでは何故「あはれに」なつたか通じない。更に類従本の詞書なら歌の意味も通るが、松屋筆記の文にある詞書では、歌意も解しにくい。氏は松屋筆記の右京太夫を誤解すると共に、孫引によつて、飛んだ失敗を負擔させられたわけである。宇治拾遺は宇治拾遺物語と見て誤があるまい。

その中に松屋筆記のやうな話は無い。この點は石川氏に賛同する。恐らく松屋筆記の著者小山田與清は書名を誤つて記憶してゐたものであらう。

四

以上史料の取扱について論じた。次に起源の意味について、氏の考へて居られることが腑に落ちないことを述べて見る。

氏は従來の研究者は寺子屋・寺子等の話が江戸時代に行はれたから、すぐ寺子屋は寺院の世俗教育から變じたものと考へると言つて非難し、氏は寺院と相並んで寺院以外にも起源があると述べて居られる。氏は従來の説を一元論、氏自らの説を多源論と名づけられた。

しかし氏の言はれる多源論といふ語に曖昧な點がある。多源論とは(一)寺院から發達した寺子屋もあり、寺院以外の私塾等から發達した寺子屋も

あるといふ意味か、(二)寺院その他各種の教育が合して寺子屋になつたのか、その區別を、氏自らは考へて居られるであらうが、論文の上では判明しない。又氏はどこでも、この區別を明らかにして居られないやうである。

しかし結論の最後の六號活字の所を讀んで、然る後に全體を回顧すると、ほゞ第一の考へ方を懷いて居られると見られる節があるやうである。すると更に新しい疑問が起る。江戸時代の寺子屋は各地、各時期ともに、ほゞ内容形式が一致して大なる變化がない。各種の起源から別々に發達したものが、どうしてかく類似し、一致するか。これは研究すべく、説明すべき疑問である。但し氏は、これら各種の起源から發達した寺子屋はどこまでも異系統のものとして區別されると信じて居られるのであらうか。又寺院の世俗教育から發達した庶民の教育機關(氏の探つて居られ
る寺子屋の定義)が寺子屋と呼ばれ

て、その生徒を寺子、入學を寺入と呼んだのは解しうることであるが、非寺院の教育から發達した庶民教育についても寺子屋・寺子・寺入と稱せられたのは問題として研究する必要がある。これらの問題について氏の明快なる解決が望ましいものである。

もし又第二の考へ方を採るとすれば、予はかう考へる。抑も起源とか原因とかいふものは、いかなる場合にも一つの事は無いであらう。一つの事情Aが變じて他の一つの事情Bが起るには、始の事情Aと後の事情Bとが形相を異にする限り、始の事情A一つだけでは後の事情Bは起るまい。必ず始の事情Aに他の第三の事情Cが加つて後の事情Bに成るものである。故に寺子屋の起源が一つでないことは分りきつた事であつて石川氏を待つて始めて知りうる程困難な問題ではない。しかし寺子屋・寺子・寺入といひ、又寺屋・登山など言ふ

如く、佛教關係の語が、寺子屋教育に廣く用ひられてゐるのは、鎌倉・室町時代の寺院の世俗教育が寺子屋の主要な原因であつたからでは無かつたらうか。この推測は無理ではあるまい。

氏はしきりに寺子屋といふ語の使用範圍の狭い事を言はれるが、然らば使用範圍の狭い稱呼がどうして寺子屋式の教育、即ち庶民の初歩の教育の總名となつたのか、特殊な理由のない限り寺子屋といふ名稱が他の手習屋・筆道指南などいふ類の名稱より有力であつたと見られるではないか。有力な名稱であつたと云ふ事實から、寺子屋の起源は多源であつても、寺院の世俗教育が有力な起源であつたと推論するのは、他に強い反證のない限り、立派に假説として成立しうる筈である。寺子・寺入・寺屋といふ語の使用範圍については氏は寺子屋といふ名稱ほどに詳細には述べて居られないが、やはりこれに對應する佛教的意味のない手習

子・入學などいふ語との關係についても同様に考へられる。

氏は寺子屋といふ名稱の起源が、寺子屋そのもの、起源よりも二百年も後れてゐるから寺院の世俗教育が一直線に寺子屋となつたとは言へないと言つて居られる。しかし一人の創設にかゝるものでなく、自然と民間に發達した寺子屋に於て、最初の中は寺子屋といふ名を考へつかかなかつただけの事である。色々の名稱が並び行はれ、寺子屋といふ語が出来てからも、色々の理由から廣く行はれなかつたのであるが、今日では「寺子屋」といふ語がかゝる教育機關を表すのに最も適當だと認めただから、それが最も普及してゐるのである。それだけの點から寺院の世俗教育と寺子屋との史的連鎖が薄弱なやうには言へないと思ふ。他の例をとると武士道である。この語は戰國時代に始り、江戸時代には可なり、廣く用ひられたけれども、

尙「武道」その他の語でその意味を示す方が廣く行はれた。しかし武士道は平安中期に起り、末期には既に盛んに行はれてゐた。即ち事實起源は名稱起源よりも四百年以上古い。しかも今日は「武士道」の語が最も適當であるとして廣く用ひられてゐる。氏はしきりに事實起源が言語起源に先立つ故に、寺子屋といふ名稱から直ちに寺院の世俗教育からのみ寺子屋といふ機關の起つたと論ずることは出来ないと言はれるのは當らない。武士道の名が無くても事實は有つた。寺子屋の名がなくとも實はあつた。この事と寺子屋の起源とは切離して考へるべきものである。氏は研究上推論することの出来ない範圍に推論しようとして居られる。寺子屋名稱起源の遲速は事實起源の研究には無關係である。

氏は又日本教育史資料によつて寺子屋が発生し

た最初から、經營者は僧侶以外の者が多いと言はれるが、發生した後の事情がそのまま直ちに發生以前の起源を示すとは思はれない。たとひ示すとしても、日本教育史資料は確實な史料でないから、表に示されてゐる一々の寺子屋について、記述が確實であると信用を置くわけには行かない。經營者に寺院が存外少いのは果して眞を示したものであらうか。明治初年の佛教壓迫の事實の影響で、眞實よりも少く記載されてゐるのかも知れない。

又元和以前にあつた十八の寺子屋が、右資料に載つてゐるが、これら古く起つた寺子屋の創建年代は果して記載通りであらうか。多くの社寺の創建年代が信じえられない如く、これら古くから有つたと言はれる寺子屋の創建年代も、他に有力な證據のない限り、確實だと主張出來ない。今寺學舎や和田學舎の如き創立や繼續の曖昧なものさへ、氏は苦しい解釋を施して、生かさうとしてゐられ

る氏のことであるから、可なり無造作に信じて居られるけれども、やゝ輕卒である。又これら古い寺子屋に於ても僧侶の經營したのは少いと述べて居られるが、教育史資料の職業別は調査した時の職業であるから、創立當時はどうかであつたか分らない。氏は何故に江戸初期、安土桃山時代、戰國時代又はそれ以前の史料から直接に材料を求められないのであらうか。

六

氏の研究の中で最も精彩のある點は、やはり他人の説や、不確實な史料を用ひず、獨創的に、確實な史料で以て研究された點である。時代から言へば江戸時代に於ける寺や、寺子屋などの語史、寺子屋の意味を研究された點である。それは大體九月號に纏められてゐる。時代を離れて史料から言へば往來本についての論議はよしや岡村氏の往

來物分類目錄に依られた點は多いとしても、確に氏は獨特の立脚點に立ち特異の研究を成し遂げて居られる。この範圍内に於ける研究には立派な成績が示されてある。従つて十月號十一月號の「教育學術界」の「封建制下に於ける民主的傾向の胎生」の如き、まだ十一月號では未完ではあるが、江戸時代に於ける地理的往來本による研究であるから、いかにも興味の深いもの、人を啓發する方に富んだものである。しかし遺憾ながら、江戸時代を離れてそれよりも過去の研究になると、大てい明治大正の編著を利用し又はその中に引用され古典を孫引して立てた論述であるから、時としてよい見識を示されないこともないが、大體上、直ちに賛同しかねる點が多い。

氏は寺院の世俗教育のみが、寺子屋の起源ではないと言ひながら、遂に寺子屋發生以前、寺院の世俗教育以外の俗人の行つた庶民教育について殆

ど述べて居られない。これは甚だ遺憾なことである。けれども氏は直接古典を探して俗人の施した庶民教育について史料を求められても、恐らく得るところが少いであらう。従來の學者が寺院を寺子屋の主たる起源と考へたのは、俗人の施した世俗教育の實例が極めて少く、寺院の世俗教育の例が多いからである。予は考へてゐる。

更に氏は寺院の施した世俗教育、殊にその低い程度のものについて、教を受けた人名や寺名は若干擧げて居られるが、その内容形式については玉木吉保について述べて居られる外には殆ど説いて居られない。それでは寺院の施した世俗教育と俗人の施した世俗教育との内容形式が等しいのか、違つたものか分らない。もし等しければ寺子屋の起源を氏の言ふごとく寺院と俗人との二つに峻別する必要は無いと言つてもよからう。更に疑へば寺子屋の起源となつてゐるのか、ゐないのか、又

これら寺院や俗人の世俗教育と後の寺子屋教育と、内容形式がどれ位違つてゐるか、それとも等しいか。もし等しかつたら、兩者を一と見て、寺院の世俗教育の發生した時に寺子屋は發生したと考へてもよからう。これらの點がすべて明らかにならなければ、寺子屋の起源論は解決されない。

寺子屋發生前の世俗教育が寺院にしろ非寺院にしろ行はれたと見るならば、氏は何故にその點について十分に研究されないのか。それをせずして寺子屋の起源論を説くのは大膽すぎばしまいか。

俗人の施した教育は史料は稀であるから姑く除かう。寺院の行つた世俗教育は材料は可なり豊富であるのにそれについて、氏が殆ど説かれないのは、氏の研究が不足してゐると思ふ。その一例をあげると、氏は寺院で算術の學習を行はなかつたやうに論斷して居られるが、全く誤である。氏は

その論斷の助に遠藤利貞氏の「日本數學史」を引用して、文祿慶長の際、毛利重能が初めて歸除を傳へ、最初の算術教科書しかも家塾用の教科書を著した事實から、直ちに「算術塾は寺院に繋り關することなしに發達したことが分る。」(月號)と結論して居られるが、そんな論理にあはぬ結論は誰が承認できよう。俗人が初めて家塾に於けるの教科書を作つたり又、家塾を開いたことと算術の學習が寺院で行はれたこととは論理上因果上全く無關係である。また實際に寺院では舊くから行はれたものであつて、僧侶にして數學に達したものがあつたことは吾妻鏡に、僧侶が僧侶に教へた例は仙覺律師の萬葉集の註釋にあるから、寺院で俗人に算術を教へた例も探せばあるだらうと思ふ。

尙この外に細いことを挙げれば少くない。しかし徒に人を責めるのが予の本旨ではないから、省

いておかう。尙予が意見の相違と考へる類のものは議論が水掛論に終るから省いて置かう。たゞ比較的重大な疑惑を陳述して見たのである。氏は「社會的事實としての寺子屋を、教育史の立場から把握する手立ては、一にこゝに存しなければならぬ。」と稱し、氏の企圖された「寺子屋史の輪廓と方法學とは略々述べ得たつもりである。」と自信ある結語を最後に置いて居られるが、この自信は果して確乎たる基礎があるであらうか。私は氏の反省を促したい。

以上私の疑惑とするところを陳ねて解決を希望した中には氏自らも將來の課題として殘して居られるものも有ると信ずる。「氏はせいゝ足場を探し當てたのに過ぎない。」(月號)と言つて居られるが、上に述べた遺憾な點即ち(一)史料取扱方の缺點、(二)氏の多源論の内容の曖昧、(三)寺子屋發生前の寺院並びに私人の世俗教育研究の不足が充

善されない限りは、將來を待つまでもなく、今度の論旨も危いやうに思はれる。氏の探しあてられた足場さへ壞れはしまいか。

氏がこれまでに纏められた功は多大である。又多くのよい材料を提供して我々後輩に強い刺戟を與へられた點は感謝にたへない。これらの點に敬意を表し、感謝を捧げる事の深いだけ、それだけ私は右の疑惑の解決を切望してやまない。謂はゆる隴を得て蜀を望むものである。道に當つは師にも譲らずといふ。恣に疑難を述べ立てるのは後輩として先輩に禮を失ふやうであるが、學問上の論難であるから、夫れは必ず許されることと思ふ。更に教を將來に請うて益をうけんが爲に、こゝに遠慮なく予の疑惑を開陳告白した。願はくば氏これを諒として垂教せられよ。(大正十五年十一月)